

その他

学籍簿の利用請求への対応について（報告）

1. 利用請求

令和 8 年 5 月に、特定歴史公文書として保存している学籍簿（識別番号 13162 外 9 件。明治～大正に作成のもの）に係る利用請求がありました。

請求目的は、特定地域の特定の姓の者に関する研究のためとのことです。

2. 請求への対応

酒田市公文書等の管理に関する条例（以下「条例」といいます。）及び酒田市公文書等の管理に関する条例に基づく特定歴史公文書の利用請求に対する処分に係る審査基準（以下「審査基準」といいます。）の規定に基づき、全部公開とします。

3. 理由

特定公文書利用請求は、情報公開請求と同じ考え方で利用の可否を判断するため、原則として個人情報是非公開となります。ただし、特定歴史公文書ならではの要素として、条例第 12 条第 2 項において「時の経過を考慮する」とされています。

審査基準では、国際的な慣行である 30 年ルール（利用制限は原則として文書が作成又は取得されてから 30 年を超えないものとする考え方）を踏まえ、時の経過を考慮してもなお利用を制限すべき情報がある場合に必要最小限の制限を行うこととしています。具体的な判断基準としては、特定歴史公文書に記録されている個人情報については、文書の作成又は取得の日から一定の期間が経過し、個人の権利利益を害するおそれがあると認められなくなった時点で、利用制限情報に該当しないものとなります。（なお、これは国立公文書館における審査基準と同様のものです。）

本件学籍簿には氏名・住所・学業成績・出席日数・身長等の身体情報等が含まれていますが、当該文書の作成の日から 80 年以上（最も新しい学籍簿でも 108 年以上）が経過していることから、当該個人の権利利益を害するおそれがないものとして、利用制限の対象外となります。

4. 備考

学籍簿・指導要録については、これを特定歴史公文書として移管するか否かが議論となっておりましたが、最終的には「保存期間後に引き続き学校で廃棄するか、廃棄するか、特定歴史公文書として移管するかは各学校長の判断にゆだねる」とこととなりました（令和 7 年度第 1 回委員会にて報告）。

※なお、本件利用請求の対象となっている学籍簿は元々旧市立資料館に保管されていたもので、上記報告後に移管されたものではありません。

その他

《参考》

酒田市公文書等の管理に関する条例

(特定歴史公文書の利用請求及びその取扱い)

第 12 条 市長は、保存している特定歴史公文書について前条第 4 項の目録の記載に従い利用の請求があった場合には、次に掲げる場合を除き、これを利用させなければならない。

(1) 当該特定歴史公文書に次に掲げる情報が記録されている場合

ア 情報公開条例第 7 条第 1 号に掲げる情報（注：法令秘）

イ 情報公開条例第 7 条第 2 号に掲げる情報（注：個人情報）

ウ・エ （略）

(2) （略）

2 市長は、前項に規定する利用の請求(以下「利用請求」という。)に係る特定歴史公文書が同項第 1 号に該当するか否かについて判断するに当たっては、当該特定歴史公文書が公文書として作成又は取得されてからの時の経過を考慮するとともに、当該特定歴史公文書に第 8 条第 4 項の規定による意見が付されている場合には、当該意見を参酌しなければならない。

酒田市公文書等の管理に関する条例に基づく特定歴史公文書の利用請求に対する処分に係る審査基準

令和4年4月1日
酒田市総務部総務課

酒田市公文書等の管理に関する条例（令和3年条例第3号。以下「条例」という。）に基づく特定歴史公文書の利用の請求に対する利用決定等について、次のとおり審査基準を定める。

1 審査の基本方針

条例第12条に基づく利用の請求（以下「利用請求」という。）に係る特定歴史公文書に記録されている情報が同条に規定する利用制限情報に該当するか否かの判断は、利用決定等を行う時点における状況を勘案して行うが、その審査は次の基本方針に基づいて実施する。

- (1) 個人、法人等の権利利益や公共の利益を保護する必要性は、時の経過やそれに伴う社会情勢の変化に伴い、失われることもあり得ることから、審査において条例第12条第2項の「時の経過を考慮する」に当たっては、国際的な慣行である「30年ルール」（利用制限は原則として文書が作成又は取得されてから30年を超えないものとする考え方）を踏まえるものとし、時の経過を考慮してもなお利用を制限すべき情報がある場合に必要最小限の制限を行うこととする。
- (2) 特定歴史公文書に記録されている個人情報については、文書の作成又は取得の日から30年以上の一定の期間が経過するまでの間は、現用文書と同一の取扱いとし、当該期間が経過し、個人の権利利益を害するおそれがあると認められなくなった時点で利用制限情報に該当しないと判断することとする。
また、その判断に当たっては、条例第18条第1項に定める手続も活用するものとする。（個人の権利利益を害するおそれがあるかについて検討を行う「一定の期間」の目安については、別表のとおり。）
- (3) 審査においては、特定歴史公文書に付された意見を参酌することとなるが（条例第12条第2項）、「参酌」とは、移管元実施機関等の意見を尊重し、利用制限事由の該当性の判断において適切に反映させていくことを意味するものであり、最終的な判断は、市長が行う。

2 利用制限情報該当性の判断基準

次の各号掲げる内容については、当該各号に定める酒田市情報公開条例（平成17年条例第19号。以下「情報公開条例」という。）の条項の運用によるものとする。ただし、前1 審査の基本方針に掲げる時の経過について考慮する。

- (1) 法令秘情報（条例第12条第1項第1号ア） 情報公開条例第7条第1号
- (2) 個人に関する情報（条例第12条第1項第1号イ） 情報公開条例第7条第2号
- (3) 法人等に関する情報（条例第12条第1項第1号ウ） 情報公開条例第7条第3号

号

(4) 事務・事業に関する情報（条例第12条第1項第1号ウ） 情報公開条例第7条第5号ア又はオ

(5) 公共安全維持情報（条例第12条第1項第1号エ） 情報公開条例第7条第6号

3 条例第12条第1項第2号の特定歴史公文書の原本の利用制限に関する判断基準

「特定歴史公文書の原本」とは受入れから、保存に必要な措置、目録の作成及び排架を経て、当該特定歴史公文書を一般の利用に供することを開始した段階において記録されていた情報、材質、形態により原秩序を構成するものをいう。

利用請求に係る特定歴史公文書について、条例第12条第1項第2号に基づき原本の利用を制限する場合に該当するかどうかの判断は、以下の基準により行う。

(1) 原本の破損若しくはその汚損を生ずるおそれがある場合

水濡れ等による固着、虫損、酸性劣化、変色、退色その他の要因により、通常の利用に供した場合、当該特定歴史公文書に記録されていた情報、材質、形態についてその原形及び原秩序の維持に支障が生じる可能性があるときは、原本の利用を制限することができる。

なお、合理的な費用及び時間で原本の修復を行うことが可能である場合は、利用の制限を行わず、適切な期間において利用を実施するものとする。ただし、原本を通常の利用に供することにより、法令の規定による管理責務を遂行することに困難を生じる蓋然性が高いもの、例えば国の重要文化財に指定されているもの及びそれに準じるものについては、その原本の利用を制限するものとする。

(2) 原本が現に使用されている場合

利用請求に係る当該特定歴史公文書の原本が、劣化防止など保存のための措置、代替物の作成、移管元実施機関等による利用、他の利用請求者による利用等の合理的な理由により使用されている期間など、直ちに当該利用請求に応じることができない期間は、原本の利用を制限することができる。

4 部分利用に関する判断基準

利用請求に係る特定歴史公文書について、条例第12条第3項に基づき一部を除いた部分の公開をすべき場合に該当するかどうかの判断は、以下の基準により行う。

(1) 「容易に区分して除くことができるとき」

ア 当該特定歴史公文書のどの部分に利用制限に係る情報が記載されているかという記載部分の区分けが困難な場合だけではなく、区分けは容易であるがその部分の分離が技術的に困難な場合も、部分公開を行わないことができる。「区分」とは、利用制限に係る情報が記録されている部分とそれ以外の部分とを概念上区分けすることを意味し、「除く」とは、利用制限に係る情報が記録されている部分を、その内容が分からないように被覆、複写物の黒塗り等を行い、当該内容が分からないようにすることを意味する。

例えば、文章として記録されている内容そのものには利用制限に係る情報は含まれないが、特徴のある筆跡により特定の個人を識別することができる場合には、識

別性のある部分を区分して除くことは困難である。また、録音されている発言内容自体には利用制限に係る情報が含まれていないとしても声により特定の個人を識別できる場合も同様である。

イ 利用制限に係る情報が記録されている部分を除くことは、複写機で作成したその複写物を黒塗りし再複写するなどして行うことができ、一般的には容易であると考えられる。しかし、特定歴史公文書については、条例第11条第1項において、永久に保存することが求められており、その利用についても、当該文書の永久保存を確保する範囲内にとどまると考えられる。

このため、利用制限に係る部分を黒塗りするために原本を複写することを原則とすれば、特定歴史公文書が重要文化財に当たる場合や劣化が進んでいる場合は、当該文書を破損させる危険性を防ぐため、本項の「容易」の判断に当たっては、個々の事案ごとに慎重に検討する必要がある。

(2) 「当該部分を除いた部分を利用させなければならない。」

部分的に公開するに当たり、利用制限に係る部分を具体的にどのように除くかについては、市長が条例の目的に沿って判断することとなる。すなわち、複写物を作成して利用制限に係る部分を黒く塗るか、ページ全体を被覆するかの方法の選択は、利用制限に係る情報を公開する結果とならない範囲内において、当該方法を講ずることの容易さ等を考慮して市長の裁量で判断することとなる。

(3) 「有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。」

「有意な情報が記録されていないと認められるとき」とは、不開示部分を除いた結果、開示部分には、無意味な文字、数字等の羅列、様式や単なる枠のようなものしか残らず、請求者の請求の趣旨に照らして、客観的に有意な情報が何もないと認められる場合等をいう。

5 本人情報の取扱いについて

個人識別情報は、利用制限情報に該当する（条例第12条第1項第1号イ）が、当該情報の本人が利用請求をした場合については、その例外として、条例第13条の規定に基づき取り扱うことになる。なお、仮に当該情報が「本人に係る個人識別情報」であることに加え、「本人以外の個人（第三者）に係る個人識別情報」でもある場合を含め、条例第12条第1項各号に掲げられた場合にも該当する場合には、条例第12条の規定により判断することとなる。

別表 30年を経過した特定歴史公文書に記載されている個人情報について

特定歴史公文書に記録されている情報	一定の期間（目安）	該当する可能性のある情報の種類の例（参考）
個人情報であって、一定の期間は、当該情報を公にすることにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあると認められるもの	50年	ア 学歴又は職歴 イ 財産又は所得 ウ 採用、選考又は任免 エ 勤務評定又は職務 オ 人事記録
重要な個人情報であって、一定の期間は、当該情報を公にすることにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあると認められるもの	80年	ア 国籍、人種又は民族 イ 家族、親族又は婚姻 ウ 信仰 エ 思想 オ 伝染性の疾病、身体の障害 その他の健康状態 カ 刑法等の犯罪歴（罰金以下の刑）
重要な個人情報であって、一定の期間は、当該情報を公にすることにより、当該個人又はその遺族の権利利益を害するおそれがあると認められるもの	110年を超える適切な年	ア 刑法等の犯罪歴（禁錮以上の刑） イ 重篤な遺伝性の疾病、精神の障害その他の健康状態

備考

- 1 「一定の期間」とは、個人の権利利益を害するおそれがあるかについて検討を行う期間の目安を参考として示したものである。本期間の起算日は、当該情報が記録されている特定歴史公文書が作成又は取得された日の属する年度の翌年度の4月1日とする。
- 2 「該当する可能性のある情報の種類の例」とは、この表の左欄にいう「個人情報」又は「重要な個人情報」にそれぞれ該当する可能性のある一般的な情報の類型を例示したものであって、特定歴史公文書に記録されている情報がこの表のいずれに該当するかについては、当該情報の具体的性質、当該情報が記録された当時の状況等を総合的に勘案して個別に判断するものとする。
- 3 「刑法等の犯罪歴」には、犯罪の被害者の情報を含む。
- 4 「刑法等の犯罪歴（禁錮以上の刑）」の「一定の期間」は110年を目途とする。「重篤な遺伝性の疾病、精神の障害その他の健康状態」についての判断に当たっては、疾病の程度、医療の状況及び疾病に対する社会の受け止め方等を考慮し、「一定の期間」は140年を目途とする。